

令和7年11月市議会 教育厚生委員会資料

第192号議案 令和7年度長崎市一般会計補正予算（第4号）

目 次

【3款 民生費 2項 児童福祉費】	ページ	説明書記載頁
1目 児童福祉総務費		
1-1 妊婦支援給付事業費（給付金） ······	P2～5	(P24～25)
2-1 認可外保育施設第2子以降保育料無償化給付費·····	P6～7	(P24～25)

こ ど も 部

令和7年11月

少子化対策アクションプラン該当事業  
A3・B2 子育てしやすい環境・雰囲気づくり

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
24~25	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	1-1	妊婦支援給付事業費（給付金）	36,650 千円

## 1 補正の概要

令和7年4月から、子ども・子育て支援法に位置付けられた「妊婦のための支援給付」において、流産、死産及び人工妊娠中絶(以下、「流産等」)であっても胎児心拍が確認されていれば給付の対象となったが、令和7年度当初予算計上時には制度が確定していなかったことから予算を計上しておらず、不足が見込まれることから増額補正するもの。

## 2 事業概要

本事業は、全ての妊婦・子育て家庭が安心して出産・子育てができるように、妊娠届出後及び出産後に計10万円の経済的支援と相談支援を一体的に実施するものとして令和5年1月より開始したが、令和7年度からの法定化に伴い、身体的、精神的、経済的負担のある妊婦に着目した給付となったもの。また、子ども・子育て支援法に基づく本事業は、児童福祉法による妊婦等包括相談支援を効果的に組み合わせて一体的に実施することにより、妊娠期から切れ目のない支援を行うもの。

出産分

### 妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

面談① 妊娠届出時（保健師等が面談）

面談② 妊娠8か月頃（保健師等より電話及び面談）

面談③ 出産後（生後1～2か月頃に助産師等が面談）

### 妊婦支援給付事業（子ども・子育て支援法）

給付金①（5万円／妊婦1人）

給付金②（5万円×胎児の数）

流産等

### 妊婦等包括相談支援事業（児童福祉法）

1. 対象者は産科医療機関から制度の案内を受け、市に面談を申し込む。

2. 市は面談日程の調整を行う。※妊娠届出済及び死産の場合の面談は希望制

3. 面談において、妊娠継続に至らなかった事情などの聞き取りを含め、心身の健康状態の確認を行う。必要に応じて避妊・性感染症予防の指導を行うなど、適切な支援につなげる。

### 妊婦支援給付事業（子ども・子育て支援法）

給付金①（5万円／妊婦1人）

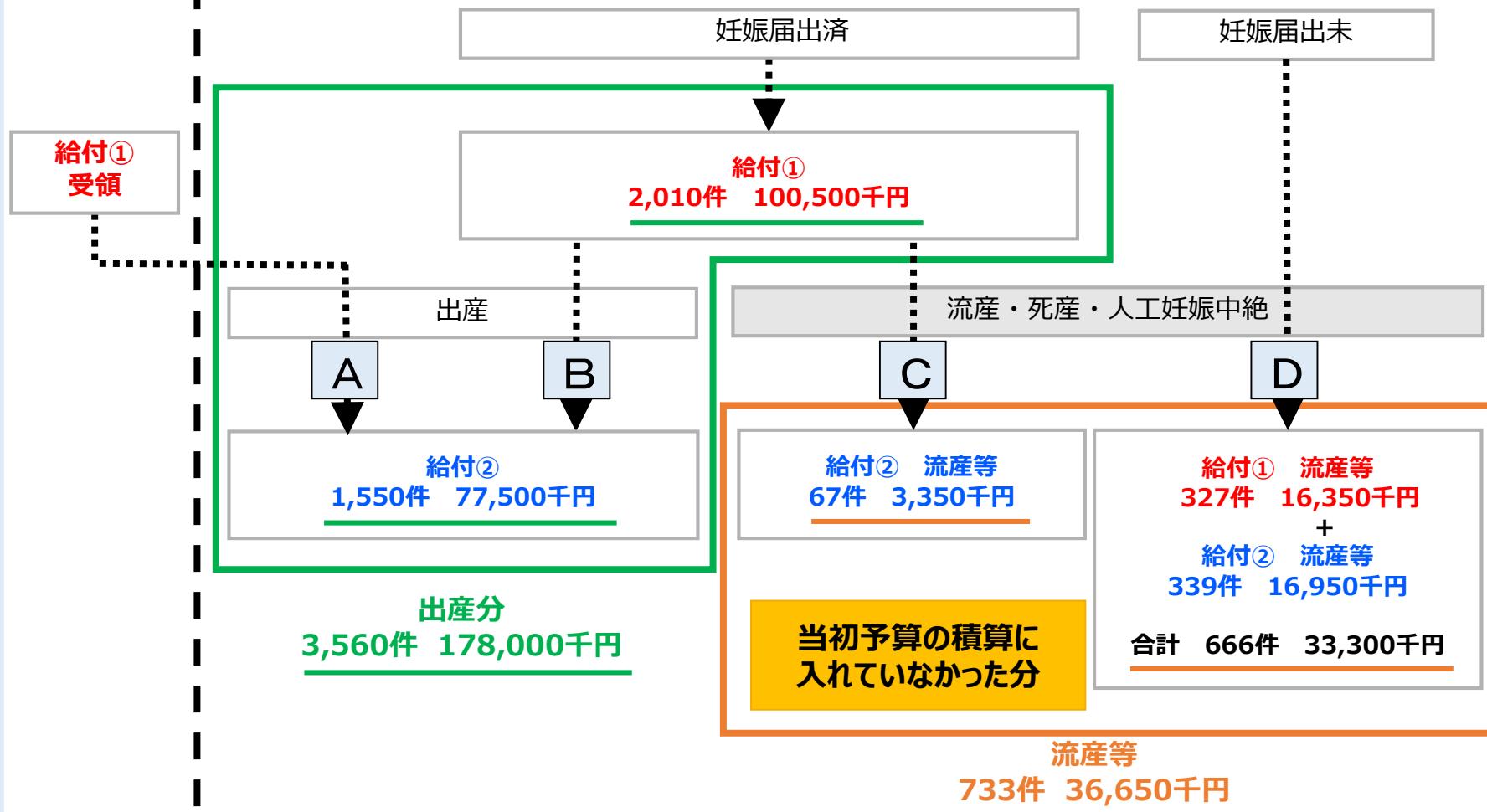
給付金②（5万円×胎児の数）

## 【給付の流れ】

※ 赤文字：給付①  
青文字：給付②

R6年度

R7年度



## 4 補正内容

### (1)補正額

区分	①当初予算	②R7年度年間見込	補正額(②-①)
給付金	178,000千円	214,650千円	36,650千円

### (2)積算内訳(流産等の内訳を記載)

妊娠届 届出済み 未届け	区分	支給実績 (R7.4月～9月)		R7年度年間見込			備考	
		件数		件数		支給額		
		給付①	給付②	給付①	給付②	計		
届出済み	流産・ 人工妊娠中絶		11		22	22	1,100千円	見込件数: 上半期実績件数の2倍 22件×50千円 ※給付①は出産分に計上
	死産		10		45	45	2,250千円	R7死産届出見込(64件)の70%(45件) 45件×50千円 ※給付①は出産分に計上
	小計		21		67	67	3,350千円	
未届け	流産・ 人工妊娠中絶	154	160	308	320	628	31,400千円	見込件数: 上半期実績件数の2倍 (308件+320件)×50千円
	死産	1	1	19	19	38	1,900千円	R7死産届出見込(64件)の30%(19件) (19件+19件)×50千円
	小計	155	161	327	339	666	33,300千円	
合計		155	182	327	406	733	36,650千円	

## 5 財源内訳

区分	事業費	財 源 内 訳			
		国庫支出金 (※)	県支出金	その他	一般財源
当初予算額①	千円 178,000	千円 178,000	千円 —	千円 —	千円 —
補正額②	36,650	36,650	—	—	—
補正後の額 (①+②)	214,650	214,650	—	—	—

※ 妊婦のための支援給付交付金 国10/10

予算説明書					事業名	補正額
ページ	款	項	目	番号		
24~25	3 民生費	2 児童福祉費	1 児童福祉 総務費	2-1	認可外保育施設第2子以降 保育料無償化給付費	千円 9,754

## 1 事業目的

子育て世帯の負担軽減のため、令和6年4月から長崎市が独自で取り組んでいる保育料の第2子無償化に関して、認可外保育施設を利用する世帯も対象とするため、対象保護者に償還払い給付するもの。

## 2 事業概要

保育施設のうち、認可保育施設を利用するこどもについては、長崎市で、第1子や第2子等の通園実態を把握できるため、第2子以降の保育料を徴収していない。

一方、認可外保育施設を利用するこどもの通園実態については、長崎市において把握できないため、保護者はまず保育施設に保育料を支払い、後日、保護者からの申請に基づき、長崎市から保育料無償化分を給付している。なお、本給付費は2年にわたり申請できる制度である。

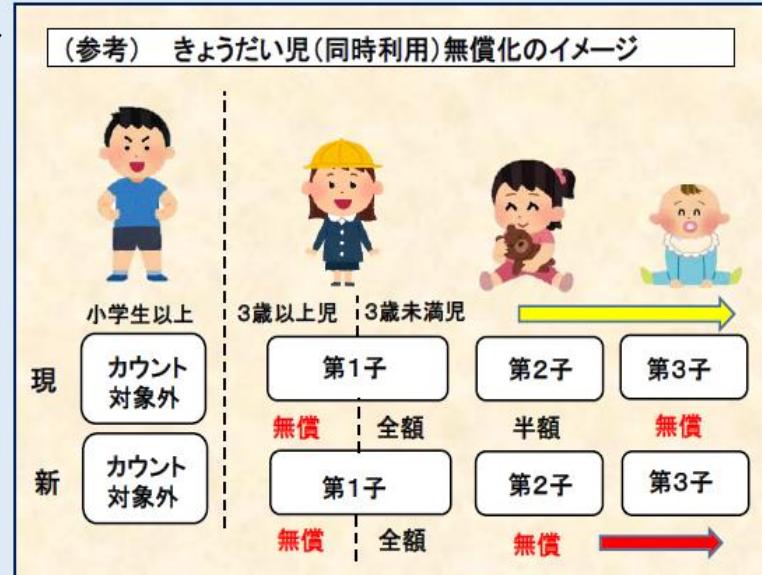
### (1) 対象

保育施設を同時に利用する最年長のこども(小学校就学前まで)から2人目のこども

※市民税所得割課税額 97,000円未満の世帯は、最年長のこどもを18歳までに拡大

### (2) 給付額

実費 ※月額 29,000円上限



## 3 補正内容

「認可外保育施設第2子以降無償化給付費」において、令和7年度当初予算計上時には、令和6年度の給付費は当該年度にすべて申請がなされるものと想定し、令和7年度の対象者数(現年度)の給付費を計上していたが、令和7年度において、令和6年度(過年度)分の申請がなされており、当初予算に不足が生じる見込みとなったことから、その不足額を増額補正するもの。

## (1)補正前の額 (R7当初予算額) 12,443千円

ア 認可外保育施設等利用給付費：9,449千円 ※対象者数:46人(現年度:46人)

イ 給付に係る審査業務委託料：2,994千円

## (2)補正後の額 22,197千円 (補正額 9,754千円)

ア 認可外保育施設利用給付費見込額：19,203千円 ※対象者数:96人(現年度:53人、過年度:43人)

(ア) 現年度申請見込額：8,559千円

(イ) 過年度申請見込額：10,644千円

イ 給付に係る審査業務委託料：2,994千円

## 4 財源内訳

(単位：千円)

区分	事業費	財源内訳			
		国庫支出金	県支出金	その他	一般財源
補正前の額	12,443	—	—	—	12,443
補正後の額	22,197	—	—	—	22,197
補正額	9,754	—	—	—	9,754

## 5 参考 (第2子以降保育料無償化関連経費)

施設類型	事業費等	R7対象者数(当初)	R7所要額(当初)
認可保育施設	民間保育所等施設型給付費(認定こども園)【歳出】 ※施設が対象者から徴収する保育料が減額となるため、減額分を施設へ給付	983人	170,174千円
	保育料の減収分(民間保育所、市立保育所・認定こども園)【歳入】 ※本市が徴収する保育料のうち、保育料無償化に伴うR7歳入予算における保育料の減収分	744人	143,264千円
認可外保育施設	認可外保育施設第2子以降保育料無償化給付費【歳出】※今回補正	96人	22,197千円
合計		1,823人	335,635千円